

議第47号

財産（消防団消防ポンプ自動車）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和8年6月1日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|----------|----------------------------------------------|
| 1 財産の種類等 | 消防団消防ポンプ自動車 1台 |
| 2 取得の金額 | 26,575,330円 |
| 3 取得の相手方 | 高山市昭和町3丁目178番地
丸新消防株式会社
代表取締役 谷口 欣也 |
| 4 設置場所 | 高山市久々野町久々野2540番地9
高山市消防団久々野支団第2分団第3班（反保班） |
| 5 取得の時期 | 令和9年度 |